



金 沢 市 公 報

号外第12号の3

平成20年(2008年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		
●規 則		○前田土佐守家資料館条例施行規則	(〃) 16
○金沢市立中村記念美術館条例施行規則		○室生犀星記念館条例施行規則	(〃) 19
(国際文化課)	1	○徳田秋聲記念館条例施行規則	(〃) 21
○金沢くらしの博物館条例施行規則		○金沢能楽美術館条例施行規則	(〃) 23
(〃)	4	○金沢市体育施設条例施行規則	
○金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則		(スポーツ振興課)	26
(〃)	6	○金沢市スポーツ広場条例施行規則	(〃) 36
○金沢ふるさと偉人館条例施行規則		○金沢市スポーツ振興審議会設置条例施行規則	(〃) 42
(〃)	8	○金沢市体育指導委員設置規則	(〃) 42
○泉鏡花記念館条例施行規則	(〃) 10		
○金沢湯涌夢二館条例施行規則	(〃) 12		
○金沢蓄音器館条例施行規則	(〃) 14		

規 則

金沢市立中村記念美術館条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第1号

金沢市立中村記念美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市立中村記念美術館条例(昭和50年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入場券の交付)

第2条 金沢市立中村記念美術館(以下「美術館」という。)の展示資料を観覧しようとする者は、入場券(様式第1号)の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

(入場料の後納)

第3条 条例第6条の2ただし書の規定に基づき入場料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(茶室等の使用)

第4条 美術館の茶室又は旧中村邸(以下「茶室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ金沢市立中村記念美術館茶室等使用申込書(様式第2号)を市長に提出し、茶室等使用券(様式第3号)の交付を受けなければならない。

(入場料等の減免手続)

第5条 条例第7条の規定に基づき入場料等の減免を受けようとする者は、金沢市立中村記念美術館入場料等減免申請書(様式第4号)により、市長に申請しなければならない。

(入館の制限)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

- (2) 美術館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
 (3) 管理上必要な指示に従わない者
 (所蔵品の貸付け)

第7条 美術館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

- 2 館長は、前項の規定により所蔵品の貸付けをするときは、市長の承認を受けなければならない。
 (美術品の受託)

第8条 館長は、美術品の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。
 (運営委員会)

第9条 金沢市立中村記念美術館運営委員会（以下「委員会」という。）に委員の互選による会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 (議事)

第10条 委員会の会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となり、議事を整理する。
 3 会議は、委員である者の数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
 (指定管理者の指定の申出)

第11条 条例第14条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市立中村記念美術館指定管理者指定申出書（様式第5号）により行わなければならない。

- 2 前項の申出書には、条例第14条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 (1) 美術館の管理に関する業務の収支予算書
 (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 (3) 法人にあっては、登記事項証明書
 (4) 経営状況に関する書類
 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
 (雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
 2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則（平成20年教育委員会規則第11号）による廃止前の金沢市立中村記念美術館条例施行規則（昭和50年教育委員会規則第1号。以下「廃止前の規則」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。
 3 この規則の施行の際現に存する廃止前の規則様式第1号の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

No.	No.	図
控 (種別)	入場券 (種別)	金沢市立中村記念美術館
円	円	

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第4条関係)

金沢市立中村記念美術館茶室等使用申込書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申込者 住 所
名 称
代表者

次のとおり 茶 室 旧中村邸 を使用したいので、申し込みます。

使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
使用人員	人
その他参考となる事項	

様式第3号(第4条関係)

No.	茶室等使用券		No.
原 票	使用日時	年 月 日 時 分~ 時 分	
年 月 日	使用人員	人	
代表者氏名	代表者氏名		
使用料	使 用 料	円	
円		金沢市長	印

(注)

- 1 茶会以外の目的で茶室を使用することはできません。
- 2 使用時間を厳守してください。
- 3 本使用券を他人に貸与し、又は譲渡することはできません。

様式第4号(第5条関係)

金沢市立中村記念美術館入場料等減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印

(申請者本人が署名する場合は、)
押印を省略できます。

金沢市立中村記念美術館の 入場料 使用料 の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

入場又は使用 の日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
使用の目的	

入場者数		人
使用施設	<input type="checkbox"/> 茶室 <input type="checkbox"/> 旧中村邸	
入場料又は使用料の額		円
減免申請額		円
理 由		

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体によっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第5号（第11条関係）

金沢市立中村記念美術館指定管理者指定申出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

申出者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

⑩

金沢市立中村記念美術館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市立中村記念美術館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人によっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

金沢くらしの博物館条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第2号

金沢くらしの博物館条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、金沢くらしの博物館条例（昭和53年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入館券の交付）

第2条 金沢くらしの博物館（以下「博物館」という。）が特別の資料を展示した場合に、その展示資料を観覧しようとする者は、入館券（様式第1号）の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

（入館料の後納）

第3条 条例第5条の2ただし書の規定に基づき入館料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(入館料の減免手続)

第4条 条例第6条の規定に基づき入館料の減免を受けようとする者は、金沢くらしの博物館入館料減免申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

(入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 博物館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(資料の貸付け等)

第6条 博物館の資料の館外貸付けは、認めない。ただし、館長が、調査、研究等のため特に必要があると認め、かつ、当該資料が滅失し、又は損傷するおそれがないと認める場合は、この限りでない。

- 2 館長は、前項ただし書の規定により資料の館外貸付けを行うときは、市長の承認を受けなければならない。
- 3 資料の撮影又は模写をしようとする者は、館長の許可を受けなければならない。

(資料の受託)

第7条 館長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申出)

第8条 条例第10条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢くらしの博物館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第10条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 博物館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則(平成20年教育委員会規則第11号)による廃止前の金沢くらしの博物館条例施行規則(昭和53年教育委員会規則第1号。以下「廃止前の規則」という。)の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する廃止前の規則様式第1号の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

No.

控
(種別)

円

No.

入館券
(種別)

円

(図又は写真)

金沢くらしの博物館

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第4条関係)

金沢くらしの博物館入館料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

⑩

(申請者本人が署名する場合は、)
(押印を省略できます。)

金沢くらしの博物館の入館料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

入館の日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
入館料の額	円
減免申請額	円
理 由	

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

金沢くらしの博物館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

⑩

金沢くらしの博物館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢くらしの博物館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第3号

金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市立安江金箔工芸館条例(昭和60年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入場券の交付)

第2条 金沢市立安江金箔工芸館(以下「金箔工芸館」という。)の展示資料を観覧しようとする者は、入場券(様

式第1号)の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

(入場料の後納)

第3条 条例第6条の2ただし書の規定に基づき入場料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(入場料の減免手続)

第4条 条例第7条の規定に基づき入場料の減免を受けようとする者は、金沢市立安江金箔工芸館入場料減免申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

(入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 金箔工芸館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(所蔵品の貸付け)

第6条 金箔工芸館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

2 館長は、前項の規定により所蔵品の貸付けをするときは、市長の承認を受けなければならない。

(金箔工芸品等の受託)

第7条 館長は、金箔工芸品等の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申出)

第8条 条例第17条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市立安江金箔工芸館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第17条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 金箔工芸館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則(平成20年教育委員会規則第11号)による廃止前の金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則(昭和60年教育委員会規則第1号)の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第2条関係)

No.	No.	No.	
控 (種別)	入場券 (種別)	図	茶菓券 (種別)
円		円	
金沢市立安江金箔工芸館			

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第4条関係)

金沢市立安江金箔工芸館入場料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

⑩

(申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

金沢市立安江金箔工芸館の入場料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

入場の日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
入場料の額	円
減免申請額	円
理 由	

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

金沢市立安江金箔工芸館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団 体 名

代表者氏名

⑩

金沢市立安江金箔工芸館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市立安江金箔工芸館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢ふるさと偉人館条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第4号

金沢ふるさと偉人館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢ふるさと偉人館条例(平成5年条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入場券の交付)

第2条 金沢ふるさと偉人館（以下「偉人館」という。）の展示資料を観覧しようとする者は、入場券（様式第1号）の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

（入場料の後納）

第3条 条例第6条の2ただし書の規定に基づき入場料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

（入場料の減免手続）

第4条 条例第7条の規定に基づき入場料の減免を受けようとする者は、金沢ふるさと偉人館入場料減免申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

（入館の制限）

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 偉人館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

（所蔵品の貸付け）

第6条 偉人館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

2 館長は、前項の規定により所蔵品の貸付けをするときは、市長の承認を受けなければならない。

（資料の受託）

第7条 館長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

（指定管理者の指定の申出）

第8条 条例第12条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢ふるさと偉人館指定管理者指定申出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 偉人館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則（平成20年教育委員会規則第11号）による廃止前の金沢ふるさと偉人館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第9号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

No.

控
（種別）

円

No.

入場券
（種別）

円

図

金沢ふるさと偉人館

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第4条関係)

金沢ふるさと偉人館入場料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

⑩

(申請者本人が署名する場合は、)
(押印を省略できます。)

金沢ふるさと偉人館の入場料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

入場の日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
入場料の額	円
減免申請額	円
理 由	

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

金沢ふるさと偉人館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

⑩

金沢ふるさと偉人館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢ふるさと偉人館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

泉鏡花記念館条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第5号

泉鏡花記念館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉鏡花記念館条例(平成11年条例第54号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 泉鏡花記念館（以下「記念館」という。）の展示資料を観覧しようとする者は、観覧券（様式第1号）の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

（観覧料の後納）

第3条 条例第6条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

（観覧料の減免手続）

第4条 条例第7条の規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者は、泉鏡花記念館観覧料減免申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

（入館の制限）

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 記念館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

（所蔵品の貸付け）

第6条 記念館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

2 館長は、前項の規定により所蔵品の貸付けをするときは、市長の承認を受けなければならない。

（資料の受託）

第7条 館長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

（指定管理者の指定の申出）

第8条 条例第12条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、泉鏡花記念館指定管理者指定申出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則（平成20年教育委員会規則第11号）による廃止前の泉鏡花記念館条例施行規則（平成11年教育委員会規則第15号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

No.

控
（種別）

円

No.

観覧券
（種別）

円

図

泉鏡花記念館

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第4条関係)

泉鏡花記念館観覧料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

⑩

(申請者本人が署名する場合は、)
(押印を省略できます。)

泉鏡花記念館の観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧の日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
観覧料の額	円
減免申請額	円
理 由	

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

泉鏡花記念館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

⑩

泉鏡花記念館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 泉鏡花記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢湯涌夢二館条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第6号

金沢湯涌夢二館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢湯涌夢二館条例(平成11年条例第65号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 金沢湯涌夢二館（以下「夢二館」という。）の展示資料を観覧しようとする者は、観覧券（様式第1号）の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

（観覧料の後納）

第3条 条例第6条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

（観覧料の減免手続）

第4条 条例第7条の規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者は、金沢湯涌夢二館観覧料減免申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

（入館の制限）

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 夢二館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

（所蔵品の貸付け）

第6条 夢二館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

2 館長は、前項の規定により所蔵品の貸付けをするときは、市長の承認を受けなければならない。

（資料の受託）

第7条 館長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

（指定管理者の指定の申出）

第8条 条例第12条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢湯涌夢二館指定管理者指定申出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 夢二館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則（平成20年教育委員会規則第11号）による廃止前の金沢夢二館条例施行規則（平成12年教育委員会規則第2号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

No.

控
（種別）

円

No.

観覧券
（種別）

円

図

金沢湯涌夢二館

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第4条関係)

金沢湯涌夢二館観覧料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

⑩

(申請者本人が署名する場合は、)
(押印を省略できます。)

金沢湯涌夢二館の観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧の日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
観覧料の額	円
減免申請額	円
理 由	

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

金沢湯涌夢二館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

⑩

金沢湯涌夢二館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢湯涌夢二館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢蓄音器館条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第7号

金沢蓄音器館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢蓄音器館条例(平成13年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 金沢蓄音器館（以下「蓄音器館」という。）の展示資料を観覧しようとする者は、観覧券（様式第1号）の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

（観覧料の後納）

第3条 条例第6条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

（観覧料の減免手続）

第4条 条例第7条の規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者は、金沢蓄音器館観覧料減免申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

（入館の制限）

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 蓄音器館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

（所蔵品の貸付け）

第6条 蓄音器館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

2 館長は、前項の規定により所蔵品の貸付けをするときは、市長の承認を受けなければならない。

（資料の受託）

第7条 館長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

（指定管理者の指定の申出）

第8条 条例第12条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢蓄音器館指定管理者指定申出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 蓄音器館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則（平成20年教育委員会規則第11号）による廃止前の金沢蓄音器館条例施行規則（平成13年教育委員会規則第13号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

No.

控
（種別）

円

No.

観覧券
（種別）

円

図

金沢蓄音器館

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第4条関係)

金沢蓄音器館観覧料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

⑩

(申請者本人が署名する場合は、)
(押印を省略できます。)

金沢蓄音器館の観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧の日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
観覧料の額	円
減免申請額	円
理 由	

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

金沢蓄音器館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

⑩

金沢蓄音器館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢蓄音器館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

前田土佐守家資料館条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第8号

前田土佐守家資料館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、前田土佐守家資料館条例(平成13年条例第70号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 前田土佐守家資料館（以下「資料館」という。）の展示資料を観覧しようとする者は、観覧券（様式第1号）又は共通観覧券（様式第2号）の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

（観覧料の後納）

第3条 条例第6条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

（観覧料の減免手続）

第4条 条例第7条の規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者は、前田土佐守家資料館観覧料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

（入館の制限）

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 資料館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

（所蔵品の貸付け）

第6条 資料館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

2 館長は、前項の規定により所蔵品の貸付けをするときは、市長の承認を受けなければならない。

（資料の受託）

第7条 館長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

（指定管理者の指定の申出）

第8条 条例第12条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、前田土佐守家資料館指定管理者指定申出書（様式第4号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資料館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則（平成20年教育委員会規則第11号）による廃止前の前田土佐守家資料館条例施行規則（平成14年教育委員会規則第1号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

No.

控
（種別）

円

No.

観覧券
（種別）

円

図

前田土佐守家資料館

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第2条関係)

No.	No.	No.	
控1 (種別)	控2 (種別)	観覧券 (種別)	図
円	円	円	前田土佐守家資料館 金沢市老舗記念館

備考 種別は、団体及び個人とする。

様式第3号(第4条関係)

前田土佐守家資料館観覧料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

⑩

(申請者本人が署名する場合は、)
(押印を省略できます。)

前田土佐守家資料館の観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧の日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
観覧料の額	円
減免申請額	円
理 由	

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第4号(第8条関係)

前田土佐守家資料館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

⑩

前田土佐守家資料館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 前田土佐守家資料館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

室生犀星記念館条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第9号

室生犀星記念館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 室生犀星記念館（以下「記念館」という。）の展示資料を観覧しようとする者は、観覧券（様式第1号）の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

(観覧料の後納)

第3条 条例第6条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(観覧料の減免手続)

第4条 条例第7条の規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者は、室生犀星記念館観覧料減免申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

(入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 記念館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(所蔵品の貸付け)

第6条 記念館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

2 館長は、前項の規定により所蔵品の貸付けをするときは、市長の承認を受けなければならない。

(資料の受託)

第7条 館長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申出)

第8条 条例第12条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、室生犀星記念館指定管理者指定申出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則（平成20年教育委員会規則第11号）による廃止前の室生犀星記念館条例施行規則（平成14年教育委員会規則第8号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第2条関係)

No.		No.	
控 (種別)		観覧券 (種別)	図
			室生犀星記念館
	円	円	

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第4条関係)

室生犀星記念館観覧料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 ㊟

(申請者本人が署名する場合は、)
押印を省略できます。

室生犀星記念館の観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧の日時	年	月	日 (曜日)	時	分から	時	分まで
観覧料の額	円						
減免申請額	円						
理 由							

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

室生犀星記念館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名 ㊟

室生犀星記念館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 室生犀星記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

徳田秋聲記念館条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第10号

徳田秋聲記念館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 徳田秋聲記念館（以下「記念館」という。）の展示資料を観覧しようとする者は、観覧券（様式第1号）の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

(観覧料の後納)

第3条 条例第7条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(観覧料の減免手続)

第4条 条例第8条の規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者は、徳田秋聲記念館観覧料減免申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

(入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 記念館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(所蔵品の貸付け)

第6条 記念館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

2 館長は、前項の規定により所蔵品の貸付けをするときは、市長の承認を受けなければならない。

(資料の受託)

第7条 館長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申出)

第8条 条例第13条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、徳田秋聲記念館指定管理者指定申出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第13条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則（平成20年教育委員会規則第11号）による廃止前の徳田秋聲記念館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第1号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第2条関係)

No.		No.	
控 (種別)		観覧券 (種別)	図
			徳田秋聲記念館
	円	円	

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第4条関係)

徳田秋聲記念館観覧料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 ㊟

(申請者本人が署名する場合は、)
押印を省略できます。

徳田秋聲記念館の観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧の日時	年	月	日 (曜日)	時	分から	時	分まで
観覧料の額	円						
減免申請額	円						
理 由							

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

徳田秋聲記念館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名 ㊟

徳田秋聲記念館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 徳田秋聲記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢能楽美術館条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第11号

金沢能楽美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢能楽美術館条例（平成18年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 金沢能楽美術館（以下「美術館」という。）の展示資料を観覧しようとする者は、観覧券（様式第1号）、共通観覧券（様式第2号）又は金沢21世紀美術館条例施行規則（平成16年規則第66号）第3条に規定する観覧券（金沢21世紀美術館と美術館との共通の観覧券であるものに限る。）の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

(観覧料の後納)

第3条 条例第8条ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(使用の申請)

第4条 条例第9条の規定により、美術館の研修室（以下「研修室」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢能楽美術館使用申請書（様式第3号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第5条 使用申請書の受付期間は、研修室を使用する日の6箇月前の日の属する月の初日から当該研修室を使用する日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第6条 市長は、研修室の使用を承認したときは、金沢能楽美術館使用承認書（様式第4号）を申請者に交付する。

(観覧料等の減免)

第7条 条例第13条の規定に基づき観覧料又は使用料の減免を受けようとする者は、金沢能楽美術館観覧料等減免申請書（様式第5号）により、市長に申請しなければならない。

(原状回復)

第8条 研修室の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用を終えたときは、直ちに研修室の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他美術館の職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 美術館の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 動物（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(所蔵品の貸付け)

第11条 美術館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることが

できる。

(指定管理者の指定の申出)

第12条 条例第18条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢能楽美術館指定管理者指定申出書(様式第6号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第18条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 美術館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則(平成20年教育委員会規則第11号)による廃止前の金沢能楽美術館条例施行規則(平成18年教育委員会規則第1号)の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第2条関係)

No.	No.	
控 (種別)	観覧券 (種別)	図
		金沢能楽美術館
円	円	

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第2条関係)

No.	No.	No.	
控1 (種別)	控2 (種別)	観覧券 (種別)	図
			金沢21世紀美術館 金沢能楽美術館
円	円	円	

備考 種別は、高齢者、大学生及び一般とする。

様式第3号(第4条関係)

金沢能楽美術館使用申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

(団体にあつては、事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

金沢能楽美術館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的	
使用期間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで
使用時間区分	<input type="checkbox"/> 午前 (午前9時から正午まで) <input type="checkbox"/> 午後 (午後1時から午後5時まで) <input type="checkbox"/> 夜間 (午後6時から午後10時まで) <input type="checkbox"/> 全日 (午前9時から午後10時まで)
使用予定人数	人
備考	

備考 該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第4号 (第6条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢能楽美術館使用承認書

住所
氏名

様

金沢市長

印

年 月 日付けで申請のあった金沢能楽美術館の使用について、次のとおり承認します。

使用目的	
使用期間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで
使用時間区分	<input type="checkbox"/> 午前 (午前9時から正午まで) <input type="checkbox"/> 午後 (午後1時から午後5時まで) <input type="checkbox"/> 夜間 (午後6時から午後10時まで) <input type="checkbox"/> 全日 (午前9時から午後10時まで)
使用予定人数	人
条件	

様式第5号 (第7条関係)

金沢能楽美術館観覧料等減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

印

(申請者本人が署名する場合は、)
押印を省略できます。

金沢能楽美術館の 観覧料 使用料 の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧又は使用の日時	年 月 日 (曜日) 時 分から
	年 月 日 (曜日) 時 分まで

使 用 の 目 的	
観 覧 者 数	人
観覧料又は使用料の額	円
減 免 申 請 額	円
申 請 の 理 由	

備考 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第6号(第12条関係)

金沢能楽美術館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

⑩

金沢能楽美術館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢能楽美術館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市体育施設条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第12号

金沢市体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市体育施設条例(昭和34年条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の手続)

第2条 体育施設を団体で使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、金沢市総合体育館にあつては金沢市総合体育館使用申請書(様式第1号)、その他の体育施設にあつては金沢市体育施設使用申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の使用申請書の受付をする期間は、体育施設を使用する日(以下「使用日」という。)の1箇月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで(別表に定める体育施設にあつては、使用日の2箇月前の日の属する月の16日から使用日の前日まで)とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、体育施設の団体での使用を承認したときは、金沢市総合体育館にあつては金沢市総合体育館使用承認書(様式第3号)、その他の体育施設にあつては金沢市体育施設使用承認書(様式第4号)を申請者に交付する。

4 体育施設を個人で使用しようとする者が使用に先立ち体育施設の使用料(以下「使用料」という。)を納付し、

又は金沢市体育施設利用券を提出したときは、これをもって、体育施設の使用の承認を受けたものとみなす。

(予約システムを通じての使用の申請)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、申請者のうち、別表に定める体育施設を同表に定める使用区分に従い使用しようとする者は、市長が指定する情報通信を利用した当該体育施設の使用を予約するためのシステム（以下「予約システム」という。）を通じて当該体育施設の使用の承認の申請をすることができる。

2 前項の規定により、体育施設の使用の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

3 前項の登録は、登録を受けようとする者の申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の承認の申請の受付は、使用日の2箇月前の日の属する月の初日から当該月の7日までにあつては抽せんにより、使用日の2箇月前の日の属する月の16日から使用日の3日前の日までにあつては申請の順位により行うものとする。

5 第1項の規定による使用の承認の申請をした者が使用に先立ち使用料を納付したときは、これをもって、体育施設の使用の承認を受けたものとみなす。

(使用券、使用回数券等の様式)

第4条 使用券、使用回数券等の様式は、次のとおりとする。

- (1) プール使用券 様式第5号
- (2) テニスコート使用券 様式第6号
- (3) スケートボード場使用券 様式第7号
- (4) 体育館使用券 様式第8号
- (5) 陸上競技場使用券 様式第9号
- (6) 金沢市体育施設使用回数券 様式第10号
- (7) 1箇月使用券 様式第11号
- (8) 金沢市体育施設利用券 様式第12号
- (9) スキーリフト使用券 様式第13号

(使用料の減免)

第5条 条例第6条第1項ただし書の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、金沢市体育施設使用料減免申請書(様式第14号)により、市長に申請しなければならない。

(冷房及び暖房の実施期間)

第6条 金沢市総合体育館の冷房及び暖房の実施期間は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 冷房 毎年6月1日から9月30日まで
- (2) 暖房 毎年12月1日から翌年3月31日まで

(承認書等の提出)

第7条 体育施設を使用するときは、使用承認書、領収証書、第4条各号に掲げる使用券、使用回数券等を体育施設係員に提示し、又は提出して、その指示を受けなければならない。

(入場の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(禁止行為)

第9条 体育施設内では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市長が承認した場合のほか、物品販売その他の営業行為を行い、広告物を掲げ、又は宣伝ビラ等を配布すること。
- (2) 指定の場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。
- (3) 指定区域以外の場所に車等を乗り入れること。

(使用後の検査)

第10条 使用者は、使用終了後速やかに係員に申し出て、検査を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申出)

第11条 条例第12条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市体育施設指定管理者指定申出書(様式第15号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 体育施設の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則(平成20年教育委員会規則第11号)による廃止前の金沢市体育施設条例施行規則(昭和34年教育委員会規則第4号。以下「廃止前の規則」という。)の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する廃止前の規則様式第1号及び様式第1号の3の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第2条、第3条関係)

体 育 施 設 名		使 用 区 分	
		専 用 面	1 回 の 使 用 時 間
金沢市総合体育館	第1競技場	3分の1面	3時間以内
		半面	
	第2競技場	半面	
	第3競技場	全面	
	多目的室		
	第1会議室		
	第2会議室		
金沢市安原スポーツ広場	第1室内練習場	全面	3時間以内
	第2室内練習場	全面	
	多目的室		
金沢市営西部市民体育会館(体育館の部分に限る。)、金沢市営城北市民体育館、金沢市営城南市民体育館、金沢市営城東市民体育館、金沢市営城西市民体育館、金沢市営森本市民体育館、金沢市営浅野川市民体育館及び金沢市営中央市民体育館		半面	3時間以内
金沢市営東金沢スポーツ広場(テニスコートの部分に限る。)、金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営大徳テニスコート及び金沢市営城東テニスコート		1面	2時間以内
金沢市営総合プール	会議室		3時間以内
金沢市営専光寺ソフトボール場	グラウンド	1面	4時間以内
	会議室		3時間以内

様式第1号 (第2条関係)

金沢市総合体育館使用申請書					年 月 日
(あて先) 金沢市長					(申請者) 住 所 団 体 名 代表者名
次のとおり使用したいので、申請します。					
使用の日時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分				
入場料等徴収の有無	有 (最高1人 円) 無		予定人員	人	
使用場所		使用時間	額	使用目的	
第1競技場	全面	時 分～ 時 分		貸出用品の種類	
	半面	時 分～ 時 分			
	分の1面	時 分～ 時 分			
第2競技場	全面	時 分～ 時 分		特別の設備設置の有無 有 無	
	半面	時 分～ 時 分			
第3競技場		時 分～ 時 分			
多目的室		時 分～ 時 分			
第1会議室		時 分～ 時 分		主催者 (申請者と異なる場合)	
第2会議室		時 分～ 時 分			
第3会議室		時 分～ 時 分			
電 灯	全灯	時 分～ 時 分		会場使用責任者 住所 氏名	
	半灯	時 分～ 時 分			
	3分の1灯	時 分～ 時 分			
冷 暖 房	第1競技場観覧席	時 分～ 時 分		※承認年月日	年 月 日
	第1会議室	時 分～ 時 分		※承認番号	第 号
	第2会議室	時 分～ 時 分		※納入年月日	年 月 日
	第3会議室	時 分～ 時 分		受付印	
放送設備	時 分～ 時 分				
移動観覧席	1日1回につき				
仮設式競技コート	1日1回につき				
使用料			円	取扱者印	

※ 太線内を記入してください。

様式第2号(第2条関係)

金沢市体育施設使用申請書			
			年 月 日
(あて先) 金沢市長		(申請者)	
		住 所	
		団 体 名	
		代表者名	
次のとおり使用したいので、申請します。			
使用する施設		使用範囲	
使用の日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで		

使用目的			
入場料等徴収の有無	有 (円) 無	使用予定の人員	
特別の設備の設置	する (設備の概要書を添えること。) しない		
主催者		会場使用責任者 住所 氏名	

様式第3号(第2条関係)


金沢市総合体育館使用承認書			
			承認番号 第 号 年 月 日
(申請者)			
住 所			
団 体 名			
代表者名		様	
		金沢市長 印	
年 月 日付けで申請のあった金沢市総合体育館の使用について、次のとおり承認します。			
使用の日時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分		
使用料	円		
使用場所	使用時間	使用目的	
第1競技場	全面	時 分～ 時 分	
	半面	時 分～ 時 分	
	分の1面	時 分～ 時 分	貸出用品の種類

第2競技場	全面	時 分～ 時 分	特別の設備設置の許可
	半面	時 分～ 時 分	
第3競技場		時 分～ 時 分	承認の条件
多目的室		時 分～ 時 分	
第1会議室		時 分～ 時 分	
第2会議室		時 分～ 時 分	
第3会議室		時 分～ 時 分	
電 灯	全灯	時 分～ 時 分	
	半灯	時 分～ 時 分	
	3分の1灯	時 分～ 時 分	
冷 暖 房	第1競技場観覧席	時 分～ 時 分	
	第1会議室	時 分～ 時 分	
	第2会議室	時 分～ 時 分	
	第3会議室	時 分～ 時 分	
放送設備		時 分～ 時 分	
移動観覧席		1日1回につき	
仮設式競技コート		1日1回につき	
指示事項			

様式第4号(第2条関係)


金沢市体育施設使用承認書			
		承認番号 第	号
		年 月	日
住 所			
団 体 名			
代表者名	様	金沢市長	印
年 月 日付けで申請のあった金沢市体育施設の使用について、次のとおり承認します。			
使用する施設		使用範囲	
使用の日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで		
使用目的			
使用料	円		
承認の条件			

様式第5号(第4条関係)

プール使用券			
番号	月	日	
(区分)			
		円	
体育施設名			


備考 (区分)には、使用の単位、使用者の区分等を記載すること。

様式第6号(第4条関係)

テニスコート使用券			
番号	月	日	
(区分)			
		円	
体育施設名			


備考 (区分)には、使用の単位、使用者の区分等を記載すること。

様式第7号(第4条関係)

スケートボード場使用券			
番号	月	日	
(区分)			
		円	
体育施設名			


備考 (区分)には、使用の単位、使用者の区分等を記載すること。

様式第8号(第4条関係)

体育館使用券			
番号	月	日	
(区分)			
		円	
体育施設名			



備考 (区分)には、使用の単位、使用者の区分等を記載すること。

様式第9号(第4条関係)

陸上競技場使用券		
番号	月	日
(区分)		
		円
		
金沢市営陸上競技場		

備考 (区分)には、使用の単位、使用者の区分等を記載すること。

様式第10号(第4条関係)

No. _____	原 票	年 月 日
	金沢市体育施設使用回数券 (円)	
No. _____		
	金沢市体育施設使用回数券 (円)	年 月 日
	(11枚つづり)	
	金沢市長	印
金沢市体育施設個人使用料一覧表 (年 月 日現在)		
この欄には、各施設の使用料を記入すること。		
注 意 事 項		
1 この回数券各片の右側半券は、市営各体育施設へ入場する際納めてください。		
2 使用料金に対し、この回数券数葉又は不足分を現金で納めることができます。		
3 この回数券各片の左側半券は、退場時までお持ちください。		
4 この回数券は、換金できません。		
5 この回数券の頭部をもって領収書に代えます。		
No. _____		
金沢市体育施設	No. _____	金沢市体育施設使用回数券 円券
		金 沢 市
(注) 記載事項は上に同じ。		

備考 この様式には、あらかじめ一連番号を印刷し、11片つづりとする。

様式第11号 (第4条関係)

(表)


	1 箇 月 使 用 券 区分名 (裏面の体育施設が使用できます。)	No.
期間	一般・高校生以下 (¥) 年 月 日から 年 月 日まで	
氏名	(歳)	
発行日	年 月 日	金沢市長 印

(裏)

(この欄には、使用することができる体育施設名を記入すること。)

様式第12号 (第4条関係)

(表)

年度		年度
金沢市体育施設 利用券控	金沢市 	No. _____
No. _____	金沢市体育施設利用券 (本券1枚につき1人) (この欄には、利用できる体育施設名、期間及び使用料 の区分を記入すること。)	
	事業所番号 () 事業所名	印


(裏)

	この欄には、体育施設使用上の心得等を記入すること。
--	---------------------------

様式第13号 (第4条関係)

その1

金沢市営医王山スキー場 リフト1回券	
原 票	No. _____ ~ No. _____

金沢市営医王山スキー場	No. _____
	リフト1回券
	本券の払戻しはいたしません。
	円 金沢市
年度シーズン中有効	

その2

No. _____	金沢市営医王山スキー場 No. _____										
金沢市営医王山 スキー場	リフト回数券										
リフト回数券	本券を損傷、紛失されても再発行いたしません。 本券の払戻しはいたしません。 年度シーズン中有効										
原 票	円 金沢市										
円	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

その3

No. _____	金沢市営医王山スキー場 No. _____										
金沢市営医王山 スキー場	リフト1日券・半日券										
1日券	本券を損傷、紛失されても再発行いたしません。 本券の払戻しはいたしません。										
リフト 半日券	年 月 日限り										
原 票	円 金沢市										
円											

様式第14号 (第5条関係)

金沢市体育施設使用料減免申請書	
年 月 日	
(あて先) 金沢市長	
申請者 住 所	
団体名	
氏 名 ㊟	
(申請者本人が署名する場合は、) 押印を省略できます。)	
金沢市体育施設の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。	
使用する施設	
使用の日時	
使用の目的	
使用料の額	円
減免申請額	円
減免申請の理由	

様式第15号 (第11条関係)

金沢市体育施設指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名 ㊟

次の体育施設の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。
指定を受けようとする体育施設の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 体育施設の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市スポーツ広場条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第13号

金沢市スポーツ広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市スポーツ広場条例(平成11年条例第68号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民農園の使用に係る公募等)

第2条 市長は、新聞、インターネットその他の方法による公募によって、金沢市戸室スポーツ広場（以下「戸室スポーツ広場」という。）の市民農園を使用することができる者（以下「使用予定者」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の公募による応募者の数が戸室スポーツ広場の市民農園の区画数を超えるときは、抽せんその他公正な方法により使用予定者を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により使用予定者を決定した場合において、戸室スポーツ広場の市民農園の区画に当該使用予定者の使用に供しない区画があるときは、同項の公募によらないで、当該区画に係る使用予定者を決定することができる。

(使用の申請)

第3条 条例第6条の規定により、金沢市内川スポーツ広場（以下「内川スポーツ広場」という。）の少年野球場、いこいの広場、健康の広場若しくはレストハウス（会議室及びちゅう房に限る。）又は戸室スポーツ広場の少年野球場、マレットゴルフ場、芝生広場若しくは市民農園（以下「少年野球場等」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢市スポーツ広場少年野球場等使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第4条 使用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 少年野球場等（戸室スポーツ広場の市民農園を除く。） 当該少年野球場等を使用する日（以下「使用日」という。）の1箇月前の日の属する月の初日から使用日の前日（別表に定めるスポーツ広場の施設にあっては、使用日の2箇月前の日の属する月の16日から使用日の前日）まで

(2) 戸室スポーツ広場の市民農園 第2条の規定により使用予定者として決定された日から2週間を経過する日まで

(使用承認書の交付)

第5条 市長は、少年野球場等の使用を承認したときは、金沢市スポーツ広場少年野球場等使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(予約システムを通じての使用の申請)

第6条 第3条の規定にかかわらず、申請者のうち、別表に定めるスポーツ広場の施設を同表に定める使用区分に従い使用しようとする者は、市長が指定する情報通信を利用した当該スポーツ広場の施設の使用を予約するためのシステム（以下「予約システム」という。）を通じて当該スポーツ広場の施設の使用の承認の申請をすることができる。

2 前項の規定により、スポーツ広場の施設の使用の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

3 前項の登録は、登録を受けようとする者の申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の承認の申請の受付は、使用日の2箇月前の日の属する月の初日から当該月の7日までにあっては抽せんにより、使用日の2箇月前の日の属する月の16日から使用日の3日前の日までにあっては申請の順位により行うものとする。

5 第1項の規定による使用の承認の申請をした者が使用に先立ち使用料を納付したときは、これをもって、スポーツ広場の施設の使用の承認を受けたものとみなす。

(使用券の交付)

第7条 内川スポーツ広場の遊びの広場の有料遊戯施設（遊びの広場の遊戯施設で有料で利用させるものをいう。）

又は附属設備を使用しようとする者は、使用券（様式第3号）の交付を受けなければならない。

(使用料の減免申請)

第8条 条例第10条の規定に基づきスポーツ広場の使用料の減免を受けようとする者は、金沢市スポーツ広場使用料減免申請書（様式第4号）により、市長に申請しなければならない。

(原状回復等)

第9条 少年野球場等の使用の承認を受けた者は、その使用を終えたときは、直ちに、少年野球場等の設備等を原状に復さなければならない。

2 戸室スポーツ広場の市民農園の使用の承認を受けた者は、適正にその管理をしなければならない。

(入場の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(入場者の遵守事項)

第11条 スポーツ広場の入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 市長が承認した場合のほか、物品販売その他の営業行為を行い、広告物を掲げ、又は宣伝ビラ等を配布しないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 指定区域以外の場所に車等を乗り入れないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所に入出入りしないこと。
- (5) その他スポーツ広場の職員の指示に従うこと。

(指定管理者の指定の申出)

第12条 条例第15条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市スポーツ広場指定管理者指定申出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第15条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) スポーツ広場の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則(平成20年教育委員会規則第11号)による廃止前の金沢市スポーツ広場条例施行規則(平成12年教育委員会規則第3号)の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

別表(第4条、第6条関係)

施 設 名		使用区分	
		専用面	1回の使用時間
金沢市内川スポーツ広場	少年野球場	1面	4時間以内
	レストハウス	会議室	3時間以内
金沢市戸室スポーツ広場	少年野球場	1面	4時間以内

様式第1号(第3条関係)

その1

金沢市スポーツ広場少年野球場等使用申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

金沢市スポーツ広場の少年野球場等を使用したいので、次のとおり申請します。

使用の目的							
使用の期間		年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで					
使用施設		使用時間					
内川スポーツ広場	少年野球場	第1球場	時	分	～	時	分
		第2球場	時	分	～	時	分
		夜間照明	時	分	～	時	分
	いこいの広場		時	分	～	時	分
	健康の広場		時	分	～	時	分
	レストハウス	会議室	時	分	～	時	分
		ちゅう房	時	分	～	時	分
戸室スポーツ広場	少年野球場		時	分	～	時	分
	マレットゴルフ場		時	分	～	時	分
	芝生広場		時	分	～	時	分
入場料徴収の有無		有 (円) 無	使用予定の人数		人		
特別の設備の設置		する (設備の概要書を添えること。) しない					
主催者				会場使用責任者の住所・氏名			
備考							

その2

金沢市戸室スポーツ広場市民農園使用申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

金沢市戸室スポーツ広場の市民農園を使用したいので、次のとおり申請します。

使用の期間	
栽培予定の作物	
備考	

様式第2号 (第5条関係)

その1

収 第 号
年 月 日

金沢市スポーツ広場少年野球場等使用承認書

住 所
団 体 名
代表者名

様

金沢市長

印

年 月 日付で申請のあった金沢市スポーツ広場の少年野球場等の使用については、次のとおり承認します。

使用の目的							
使用の期間		年		月		日 (曜日) から	
		年		月		日 (曜日) まで	
使用施設		使用時間					
内川スポーツ広場	少年野球場	第1球場	時	分	～	時	分
		第2球場	時	分	～	時	分
		夜間照明	時	分	～	時	分
	いこいの広場		時	分	～	時	分
	健康の広場		時	分	～	時	分
	レストハウス	会議室	時	分	～	時	分
		ちゅう房	時	分	～	時	分
戸室スポーツ広場	少年野球場		時	分	～	時	分
	マレットゴルフ場		時	分	～	時	分
	芝生広場		時	分	～	時	分
使用料		円					
備考							
承認の条件							

その2

収 第 号
年 月 日

金沢市戸室スポーツ広場市民農園使用承認書

住 所
氏 名

様

金沢市長

印

年 月 日付で申請のあった金沢市戸室スポーツ広場の市民農園の使用については、次のとおり承認します。

使用の期間	
栽培予定の作物	
使用料	円
備考	
承認の条件	

様式第3号(第7条関係)

<p>使用券</p> <p>年 月 日</p> <p>(有料遊戯施設名)</p> <p>(又は附属設備名)</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: center;">金沢市内川スポーツ広場</p>
--

様式第4号(第8条関係)

金沢市スポーツ広場使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所

団体名

氏 名

⑩

(申請者本人が署名する場合は、)
(押印を省略できます。)

金沢市スポーツ広場の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する施設	
使用の日時	
使用の目的	
使用料の額	円
減免申請額	円
減免申請の理由	

様式第5号(第12条関係)

金沢市スポーツ広場指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

⑩

次のスポーツ広場の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。
指定を受けようとするスポーツ広場の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) スポーツ広場の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市スポーツ振興審議会設置条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第14号

金沢市スポーツ振興審議会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市スポーツ振興審議会設置条例(昭和37年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の会議)

第2条 金沢市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務の処理)

第3条 審議会の事務は、市民スポーツ課において処理する。

(雑則)

第4条 条例及びこの規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市体育指導委員設置規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第15号

金沢市体育指導委員設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条第2項の規定に基づき、体育指導委員の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 体育指導委員は、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

(体育指導委員の数)

第3条 体育指導委員の数は、127人以内とする。

(任期)

第4条 体育指導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の体育指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年(2008年)3月31日 印刷

発行人

金 沢 市

平成20年(2008年)3月31日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)